

虹の会役員報酬規則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人虹の会（以下、法人という）の役員及び評議員の報酬について、必要な事項をここに定める。

第2条 この規定で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(報酬)

第3条 役員が理事会及び評議員会に出席したとき、評議員が評議員会に出席したときは、報酬として1回5千円を会議出席時に現金で支払う。

第4条 監事が法人および事業の運営状況を指導または監査の業務にあたった場合は、報酬として1回5千円を業務にあたった日に現金で支払う

(職員兼務役員)

第5条 職員を兼務する役員には、この規則は適用しない。

2 副理事長は管理者責務給を役員報酬として取り扱い、毎月の給与にて支給する。

(疑義解釈および改廃)

第6条 この規則の運用にあたり、疑義が生じた場合は、理事長の解釈により運用する。

第7条 この規則の改廃は、評議員会で行う。

附則

この規則は、2018年6月21日をもって施行する。

2020年3月1日 一部改訂

2020年7月1日 一部改訂